

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和2年1月28日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

1 観光課

監査実施期間 平成30年8月29日から平成30年12月3日まで

(1) 指定管理業務の執行状況の確認や評価について

市民ホール及び志高湖野営場における備品台帳と現物の確認結果の記録が残されていなかった。また、志高湖野営場の指定管理に係る収支予算書と収支決算書の勘定科目が整合していない事例、市民ホールにおける委託事業の執行伺等で決裁区分を誤っている事例が見受けられた。

市は、公の施設の設置者として指定管理業務の実態状況を詳細に把握するよう努めるとされていることから、別府市指定管理者制度運用ガイドライン等に基づき執行状況の確認や評価を適切に行われたい。

(措置結果)

志高湖野営場については備品台帳と現物の確認記録を作成していたが、添付漏れであったためこれを添付した。市民ホールについては備品台帳と現物の確認は行っていたものの、記録を作成していなかったため、あらためて確認を行い、記録の添付を行った。

志高湖野営場の収支予算書と収支決算書の勘定科目について、平成31年度（令和元年度）分より整合性を持たせるよう指定管理者と協議し指導を行った。

市民ホールにおける委託事業の執行伺等の決裁区分の誤りについては、別府市事務決裁規程に基づき、正しい区分で決裁を受けた。

2 文化国際課

監査実施期間 平成30年8月29日から平成30年12月3日まで

(1) 外国人留学生地域活動助成金について

この助成金は、外国人留学生と市民との交流活動等を実施する場合に支出されるものであるが、実績報告書や報告写真では外国人留学生と市民の参加人数が把握できず交流の確認ができない。実態が確認できる報告書等を徴取されたい。

(措置結果)

平成31年度から上記助成金事業について「別府市外国人留学生地域活動実績報告書（様式第7条）」に市民の参加者数を記載し留学生参加者数については名簿を提

出させ確認した。また、事業に参加した留学生及び市民が確認できる報告写真も提出させた。

(2) 別府市文化活動育成事業育成補助金について

別府市民ミュージカル実行委員会等に対する補助金支給において、実績報告書に基づく補助金の額の確定は行われているが、補助金申請書に基づく補助決定（補助指令）額の変更に係る通知がなされていなかった。別府市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。

（措置結果）

平成31年度から上記補助金について、別府市補助金等交付規則に基づき、補助決定（補助指令）額の変更が生じた場合は変更に係る通知をするようにしている。

3 産業政策課

監査実施期間 平成30年8月29日から平成30年12月3日まで

(1) 別府市商店街活性化事業補助金について

補助金の申請書等において必要な記載がないもの、端数処理が必要にもかかわらずその処理が行われていないものが見受けられた。また、別府市補助金等交付規則第10条第2項の規定により概算払が行われているものがあるが、その意思決定が行われていなかった。

別府市補助金等交付規則等に基づき適正に事務処理されたい。

（措置結果）

補助金の申請書等における記載もれ、端数処理については、監査指摘後、適正に事務処理を行っている。

また、概算払が行われているものについては、監査指摘後から別府市商店街活性化事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、請求書に理由書を添付させ、決裁を受けている。

(2) 竹細工伝統産業会館に係る植栽管理委託料について

草刈管理委託業務において、作業前・作業中・作業後の写真が添付されているが、同一地点からの写真でないため業務の履行確認が行い難い。

今後、作業過程がはっきり確認できる写真の提出を求められたい。

(措置結果)

監査指摘以降の発注においては、委託業者に作業過程がはっきり確認できる写真を撮影し、業務報告時に提出させている。

4 公営競技事務所

監査実施期間 平成30年8月29日から平成30年12月3日まで

(1) 公有財産の管理について

別府市公有財産規則第16条第3項に規定する財産台帳の副本の整理がなされていなかった。同規則に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

選手管理棟については指摘を受けて台帳確認を行い、公有財産規則に基づき適正に副本の整理を行った。

(2) 郵便切手等の管理について

郵便切手については、別府市文書管理規程に基づく受払補助簿による受払いがなされていたが、はがきについてはそれがなされていなかった。はがきは金券であり換金性も高いことから同規程に基づき適正に管理されたい。

(措置結果)

はがきについて、監査指摘後より受払補助簿により適正に管理している。

(3) 周辺対策事業補助金・選手会等助成金について

これらの補助金等の事務処理において、いずれも申請書等に必要な書類の一部が添付されておらず、別府市補助金等交付規則第10条第1項に規定される補助金の額の確定も行われていなかった。

別府市補助金等交付規則等に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

未添付であった一部必要書類について、各団体に指導し適正に処理した。

選手会等補助金及び周辺対策事業補助金（亀川夏まつり事業補助金）における補助金額の確定行為については、監査指摘後から額の確定行為を実施している。

(4) 旅費の支給等に関する事務について

旅行命令簿の記載及び旅費の支給方法に一部不適正な事務処理が見受けられた。

また、旅行終了後に復命がなされていない事例が見受けられた。

別府市職員等の旅費に関する条例等に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

旅行命令簿の記載及び旅費の支給並びに旅行終了後の復命については、監査指摘後から別府市職員等の旅費に関する条例等に基づき適正に事務処理をしている。

5 水道局

監査実施期間 平成30年12月3日から平成31年2月22日まで

(1) 水道料金の福祉還付制度について

水道料金の還付を受けようとする者は、還付を受けるための口座を出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の中から選択することとされているが、前記以外の金融機関で還付を受けている事例が数件見受けられた。「水道料金福祉還付の取扱いに関する要綱」に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

平成31年度から、「水道料金福祉還付の取扱いに関する要綱」の第4条第3項を改正し、水道料金の還付を受ける者の口座の取扱い金融機関の選択範囲を運用実態に合わせ拡大した。

(2) 工事請負費について

工事施工に係る「特記仕様書」第9条には、「受注者が配置する現場代理人及び主任（監理）技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、着用状況の写真を必ず完成図書に添付すること。」と規定されているが、遵守されていない事例が見受けられた。受注者を指導されたい。

(措置結果)

平成31年度から、請負業者への指導徹底を図り、「特記仕様書」第9条を遵守させ、腕章着用の状況写真を完成図書に添付させている。

(3) 委託料について

イ 別府市水道メーター取替え、取付け、取外し及び止水栓開け業務委託契約について

本契約は単価契約であるが、水道メーターの検針のみの業務について単価が明確に規定されていなかった。単価の規定を明確にされたい。

(措置結果)

平成31年度の別府市水道メーター取替え等業務委託契約から、週休日、休日及び夜間における中止に係る水道メーターの検針のみの業務について、単価を明確に規定した。

ウ 船舶給水業務委託契約について

本契約は、一者随意契約であるが、契約に際し見積書を徴取していなかった。別府市水道局契約事務規程等に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

平成31年度の船舶給水業務委託契約について、別府市水道局契約事務規程等に基づき見積書を徴取し、適正に事務処理をした。

オ 樹木維持管理業務委託契約について

本契約において、剪定、消毒、除草、施肥等の業務の実施日が記載されていなかった。業務の履行確認のためにも業務実施日を記載するよう指導されたい。

(措置結果)

平成31年度の樹木維持管理業務委託契約について、業務の履行確認のために、業務実施日を記載した。

(4) 行政財産の目的外使用及び有効活用について

旧鮎返配水池用地の使用料について、別府市水道局会計規程に基づき算定されていない事例が見受けられた。関係法令に基づき適正に事務処理されたい。

また、自動販売機の設置に伴う行政財産の有効活用について検討されたい。

(措置結果)

平成31年度から、旧鮎返配水池用地の使用料の算定について、別府市水道局会計規程に基づき適正に事務処理した。